

（午前10時41分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番2、3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）一般質問を行います。

私は「市政の主人公は市民」、この立場から3項目について質問をいたします。

最初の質問は、戦後一時期を除く長く続いた自民党政治から、本年8月の総選挙で、歴史的と言える政権の交代が起きました。新しく政権についた民主党を中心とする政権は、基本的政治姿勢で「コンクリートから国民の暮らしに」としていることに関連し、橋本市の水道行政に変化が生じることを期待し、質問するものです。

新政権が言う「コンクリートから国民の暮らしに」との具体的内容として、ハッ場ダムの中止をはじめ、現在工事中の全国の50近いダム建設の見直しを行うとの報道がされています。そこで質問は、営々と高額な水道料金を市民に負担させている大本となっている大滝ダム負担金。大滝ダムは新政権でどのような見直しとなるのか。新政権はどのような判断をし、橋本市に説明をしているのか。この点について伺います。

質問の第二は、大滝ダムが中止となれば、橋本市が営々と払い続けてきた総事業費の2.9%のダム負担金、既に100億円を超える負担金の支出を行ってきたが、この返還を求めることになる。また、ダム完成後の維持管理費、年間約3,000万円の負担金もなくなることとなり、当然、現在の県下で3番目に高い水道料金を引き下げることが実現できると考え

るが、答弁を求めます。

質問の第三は、民主党中心の新政権が誕生したこの時期に、自・公政権ではかなわなかったこと、再三要望しても実現を見なかったことなど、高い水道料金について将来も市民に負担を求め続けるのではなく、負担を軽減する策は考えられないか伺います。

2項目めの質問は、改正された「生活福祉資金貸付制度」が多くの市民に活用され、市民の暮らしを少しでも応援できないかと考え、質問をするものです。

今日の国民・市民の暮らしは大変な現状にあることは論を待ちません。全国で生活保護受給世帯数は125万5,000世帯に達し、過去最高の実態にあります。このような現状下、本制度が大幅な改正が行われたことが、社協日より「なごみ」12月号に記載されました。

そこで質問は、「このたびの厳しい雇用経済情勢に対応するため、セーフティーネットの一環として、平成21年10月から資金種類が統合・再編されました」とありますが、改正内容の概要を伺います。

質問の第二は、利用する市民の立場から、具体的な制度の内容など、利用しやすい説明を求めます。

質問の第三は、本制度は橋本市社会福祉協議会が窓口となっているが、生活保護担当課をはじめ、納税課や国保・年金課など、市民が生活の困窮を訴える課でも本制度を紹介し、少しでも市民の暮らしを支える努力をいただきたいと考えるが、答弁を求めます。

3項目めの質問は、市営住宅のボランティア修繕費の増額を求め、質問いたします。

2008年10月にスタートした市営住宅ボランティア修繕は、真土住宅で12月2日現在、27

日間ボランティア修繕が行われ、26戸45箇所の修繕が行われ、入居者から大変喜ばれています。そこで質問は、ボランティア修繕に必要な材料購入費、現在年間60万円の予算を少しでも増額できないかを求めたいと思います。

以上、1回目の質問とします。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）富岡議員の、大滝ダム問題についてお答えをいたします。

民主党連立政権誕生に伴いまして、大滝ダムの見直しはできないかではありますが、平成21年10月9日に「平成21年度におけるダム事業の進め方」などに関する前原国土交通大臣のコメントが出されました。それによると、1点目として、国及び水資源機構が実施している56のダム事業のうち、既存施設の機能向上を行っている8事業を除く48事業については、今後、平成21年度内に①用地買収、②生活再建工事、③転流工の工事、④本体工事の各段階に新たに入らないこととし、新たな段階に入ることとなる工事の契約や用地買収などは行わないこととする、とあります。

2点目として、道府県が出資している87のダム事業の平成21年度における事業の進め方（工事の発注も含む）でございますが、各道府県知事の判断を尊重する、とあります。なお、平成22年度における136の個別ダム事業の進め方に関する基本的な方針については、政府予算案の提出時期までに明らかにすることとしているというものであります。

国直轄及び水資源機構として実施している56事業の中には、本市が関係する大滝ダムが含まれていますが、新たな段階に入らないとする中には大滝ダムは含まれておりません。

国土交通省によりますと、ダム事業の進め

方として、まず調査・地元説明を行い、続いて用地買収、生活再建工事、転流工、本体工事へと各段階の工程を進みます。「新たな段階には入らない」とする大臣コメントは、現段階から次のステップに進まないとの考え方を示したものであり、「48事業の凍結」を意味するものではないとしています。

この考え方に照らせば、大滝ダムは既に本体工事が終わっている段階にあり、次に進むステップがない状態にあることから、「現段階を継続する」との説明を受けております。

次に、大滝ダムの負担金の返還についてありますが、ダム事業が中止されるわけではありませんので返還にはなりません。仮に、本市がダム事業から撤退したとしても、特定多目的ダム法により、利水者つまりダム使用権設定予定者として建設費負担が求められており、応分の精算義務が生じることや、結果として新たな水源を求めなければならないことになり、水道料金を引き下げることにつながりません。

続いて、水道料金軽減への取り組みについてありますが、質問の新政権誕生と水道料金との因果関係についてはよくわかりませんが、これは過去のニュータウン開発等に伴う拡張事業や水源開発を進めた結果、減価償却費や支払利息等の比重が大きく、このことが料金に影響しております。が、一方でこれら住宅開発事業にあわせ、周辺の既存集落の簡易水道の統合や水道施設の強化事業を行った結果、水道普及率がおかげをもちまして97%あまりを達成できたのが事実であります。

今後、「拡張の時代から維持管理の時代へ」と老朽施設等の更新が必要になってまいります。現時点においては、豊富な水資源を活用した新たな水需要の喚起に結びつくような方策を模索しない限り、水道料金の軽減は大変難しいものと考えております。

なお、残余の件につきましては、担当参与より答弁をいたさせます。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（森本健二君）登壇〕

○健康福祉部長（森本健二君）改正された生活福祉資金貸付制度のご質問にお答えいたします。

生活福祉資金貸付制度の概要についてであります。議員ご承知のとおり、この生活福祉資金貸付制度は都道府県の社会福祉協議会が実施主体で、審査の上、貸し付けの可否が決定されております。その窓口業務を橋本市社会福祉協議会が行っているところでございます。

この制度については、低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、失業者世帯等で他の金融機関等から融資を受けにくい世帯を対象に、世帯の生活の安定や自立を図ることを目的に、必要な生活資金を低利で貸し付ける制度でございます。景気低迷による今般の厳しい雇用経済情勢に対応するためのセーフティネット施策の一つとして見直しされ、平成21年10月1日から施行されており、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の4種類に整理・統合されました。

連帯保証人の要件が緩和され、総合支援資金、福祉資金の貸し付けについては、原則として連帯保証人を必要としつつ、連帯保証人を確保できない人に対しても貸し付けを行えるように見直されました。さらに、貸付利率の引き下げも行われ、連帯保証人を確保した場合は無利子、確保できない場合は年1.5%に引き下げられております。福祉資金の貸付種類によっては連帯保証人が不要で無利子の貸し付けもあり、借りやすい制度となっております。

この貸付制度の手続きですが、貸し付け相談を受けますと、資金を必要とする事情、家

計の収支状況、将来の見通し、償還計画などをお伺いし、民生委員の相談支援を受け、申込書と民生委員の意見書やその他の添付書類が必要です。それから、市町村社会福祉協議会の審査調査委員会の審査を経て、和歌山県社会福祉協議会の運営委員会において貸し付けの可否が決定され、その後、借用書等の書類の手続きを行った後、資金が送金されます。

申込書受け付けから貸し付け決定までの期間は、通常の場合1カ月から1カ月半程度要しますが、緊急な場合は1カ月以内で決定しております。橋本市社会福祉協議会としての年間の貸付枠はありませんが、和歌山県社会福祉協議会の貸付予算額は総額3億212万円であります。

以上が、橋本市社会福祉協議会から伺った生活福祉資金貸付制度の概要であります。

次に、制度の内容を市民が理解でき、利用しやすい説明についてお答えいたします。

既にご承知のとおり、社協だより「なごみ」12月号でお知らせしているところですが、橋本市社会福祉協議会では協議会のホームページ等で広報活動を行っており、周知徹底に取り組んでいると伺っております。また、橋本市民生委員児童委員協議会の各地区で開催されている定例会等へ協議会の職員が出向き、制度の説明を行い周知徹底を図っているところです。

生活保護等の相談に来られた方が保護に該当しない場合に、社会福祉協議会と連携し、制度の説明を行っております。これらの周知により、10月の改正以降の生活福祉資金の相談は24件で、そのうち5件は貸し付けが決定しており、2件は申請中とのことであります。

次に、生活保護担当課との連携についてお答えします。

福祉課保護係には、平成20年12月から11月までの生活保護に関する相談が256件あり、そ

のうち、不景気による雇用減退に伴う相談が37件ありました。256件の相談のうち、生活保護の需給は無理ですが、生活福祉資金の貸し付けは可能ではないかということで社会福祉協議会に紹介したケースが14件ありました。また、雇用減退における相談件数37件のうち、社会福祉協議会の貸付制度を紹介したケースは6件ありました。10月の改正以降では3件あり、そのうち1件が貸し付けが既に決定しており、2件が協議中であります。

10月の改正以前は、生活福祉資金制度の基準が厳しく、なかなか制度を利用できず生活保護を申請することがありましたが、改正以降は、生活保護の相談時に社会福祉協議会の担当者も入り、その場でどちらの制度を利用するかを決定することも増えております。

今後も社会福祉協議会と福祉課で連携をとりながら、低所得者世帯への支援を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

〔建設部長（樽井豪男君）登壇〕

○建設部長（樽井豪男君）市営真土住宅のボランティア修繕に関しましては、大変ご尽力をいただき、入居者の方からも好評をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

ご質問のボランティア修繕に伴う材料購入費でございますが、平成21年度の真土住宅ボランティア修繕用原材料費の予算額60万円に対し、12月2日現在の支出済額は約53万8,000円となっております。予算の額から考えますと大きな成果が上がっていると考えております。

予算の増額については、真土住宅改修委員と協議し、必要となる予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君、再質問ありますか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）それでは、再質問を行

います。

まず、高い水道料金問題ですが、その大本になっている大滝ダム負担金問題であります。政権が変わったということで、大滝ダムの見直しについては対象となるということで期待をしておったんですが、市長答弁では大滝ダム計画の見直しは行われないと。再度確認します。大滝ダムについては、計画どおりこれは進めるということによろしいのでしょうか。

○議長（中西峰雄君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）3番 富岡議員の再質問にお答えいたします。

そのとおりであります。

○議長（中西峰雄君）再質問ございますか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）現在、大滝ダムは試験湛水を実施をしたところですね。これは白屋地区で地すべりが発生したと。その後、迫・大滝地区でも地すべりの危険性があるということで、現在、この3地区の地すべり防止対策が実施されているところでもありますけれども、いつ、この地すべり対策が完成し、再度になりますけれども、いつ、試験湛水が実施されるのか。市長に答えていただかなくて結構です。部長に答弁を求めます。

○議長（中西峰雄君）上下水道部長。

○上下水道部長（上田敬二君）現在、白屋地区の工事につきましては、既に工事が完成しております。続きまして、大滝、迫地区、あとの2箇所においても精密な調査の結果、地すべり対策工事が必要ということで、順次既に工事が着工されております。そのうち、迫地区については21年の2月に完成しております。佐古地区については平成22年2月完成予定。それと大滝地区につきましては平成23年末、12月をめざして工事を進めている、そう

報告を受けております。

○議長（中西峰雄君）よろしいですか。

○3番（富岡清彦君）試験湛水の。

○上下水道部長（上田敬二君）それから、試験湛水につきましては、いつから水を再度ため始めると、それについては詳細な報告をまだ受けておりません。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）わかりました。

それでは、質問の趣旨でいけば、高い水道料金問題を何とかできやんかというところにありますので、水道会計との関連で、20年度の決算によれば約10億円を超える現金を所有しているわけです。また、ここ数年は黒字決算ということになってるわけですが、この水道料金を少しでも引き下げることについて、実現できないのかお尋ねします。

○議長（中西峰雄君）上下水道部長。

○上下水道部長（上田敬二君）20年度決算では5,580万円程度の純利益が発生しました。数字は違いますが、3年連続でございます。それと、これは20年度決算の数字ですが、現金の保有につきましては11億9,600万円程度があります。これらが黒字と、それと多額の現金を持っているのに、その分水道料金の値下げにつながらないかというようなご質問だと思っておりますが、水道会計は企業会計、複式簿記方式をとっております。収益的収支と資本的収支に分けて経営を行っております。収益的収支というのは、皆さんからいただいた水道料金で水を供給するために維持管理、運転、それらの費用を行う勘定でして、そこで先ほど言いました5,500万円程度の黒字が、純利益が出ております。

それと資本的収支というのは、これから配水地をつくったり、管を順次新設していったり、あるいは修繕していったり、そういう施設関係の勘定なんですけれども、これにつき

ましては、国庫補助金と企業債、借入金を除いて収入がほとんどありませんので、大幅な赤字となっております。

それと、これまでニュータウン開発等、あるいは未普及地域へ水道を通すために拡張事業を順次やってきておりまして、それらの収支の状況が7億8,000万円程度の累積欠損金を一方で生じております。

現時点では、11億円あまりと5,500万円程度の黒字が出ておるわけなんですけれども、この黒字分5,500万円につきましては、その累積欠損金の解消に使っております。7億8,000万円程度ありますので、まだまだ解消していく必要があります。それと現金につきましては、これは自由に赤字の補填分に使えるかといいましたら使えません。これは主に減価償却費、新たな施設をつくりますと、翌年から一定の割合ずつ、その年度に使うであろう金額に基づいた費用しか予算上は費用には計上することはできませんので、その欠損金の補填には使えません。これはそうしたらどうしていくかといいましたら、設備投資に回した企業債の償還金とか、これから発生するであろう新たな施設投資、それに対して回すお金として、留保資金というような扱いで保留しておく必要があります。

本市の水道事業につきましては、平成37年まで99億5,600万円等の施設の入れ替え等を予定しておりますので、それらの資金に充当するべく、できるだけ現時点では蓄えておく必要があるのではないかと思っております。ましてやその事業は、平成21年度は去年から始まっておりまして、平成25年度から浄水場の電気設備等の入れ替えも予定しておりまして、その時点で、また逆に赤字に転落するという中期の財政計画も持っております。短絡的に水道料金を引き下げることについては、中期・長期を見据えた経営方針を公営企業は

やりなさいという指導がある中では、ちょっと無理なことだと考えております。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）いわゆる社会状況といえますか、今、市民の皆さんの暮らしが非常に大変な状況にあるという前提で、少しでもそうした、水道料金等でいけば97%ですか、市内の世帯に水を供給しているということですから、少しでも値下げということをしていただいているわけなんですけれども、私、最近知ったんですが、平成20年度の決算で市民病院に3億円を融資して、そして利子付けて返してもらうと。また、開発公社ですか、3億8,000万円ですか、これ、7億円近いお金をそうしたところに貸し付けて、まあ言えば少しでも増やそうということをしているんですけど、私、それは違法行為だと言うつもりはないんですよ。そうしたやり方は。ただ、しかし一方、市民の皆さんの暮らしが本当に大変なんですから、たとえ2年間、あるいは3年間であっても、そうした扱い方をするんじゃないに、病院にしる開発公社にしる、銀行に借りればいいんだから。そんな使い方は市民が知ったら、本当に納得してもらえないと思うんですよ。ですから、そういう使い方ではなしに、やはり少しでも水道料金を下げていくという、そういう政治判断はできませんか。

○議長（中西峰雄君）上下水道部長。

○上下水道部長（上田敬二君）ちょっと誤解があるようなんですけれども、現金11億円の中の運用として、市民病院あるいは土地開発公社に貸し付けているような状況です。ただ、市民病院の経営、あるいは開発公社、市は各会計、いろんな会計がありますけれども、一応連結決算ということで地方自治体の経営成績が問われる時代になっております。市民病院の黒字は、銀行から借りれば橋本市の水道の貸付利率よりはるかに高い金利で借りなければ

ならない。そうしたら病院の経営を圧迫することになりますし、水道事業にしましても、市中銀行へ定期預金してもわずかな利率しかありません。そのわずかの利率よりは若干上乘せさせていただいて、市民病院あるいは土地開発公社へ貸し付けているような状況で、両方にメリットがあるということで、同じ経営母体、橋本市が経営母体の事業ですので、そういった観点から、お互いに融通できる部分については融通させていただこうということでやらせていただいております。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）平行線なんで、③の質問なんですけど、新政権との関連で水道料金というのが理解できないとの答弁もあったんですけど、少し説明いたします。

私は、新政権は多くの国民の世論で政策を決定していくと。多くの国民の声があればそれを受けとめていくという、そういう可能性があるというふうに判断をしています。そして、このことに期待をするものなんですけれども、今日問題となっている、国の直轄事業に対する関係自治体の負担金問題なんです。

この制度については、橋本大阪府知事は、ぼったくりバーと例えたんですけれども、最近、仁坂和歌山県知事は、県の直轄事業に対する関係自治体への負担金、これについては来年度から基本的に廃止するという、そういうことが報道されています。新政権がこの立場に立っていただければ、大滝ダム事業は文字どおり国の直轄事業であるわけですから、橋本市の負担金はなくなるということになると思うんですが、この点で新政権に迫れないかというふうに思うんですが、なかなか陳情政治というものが廃棄というか、もうやられないということになっているので難しいと思うんですが、この点伺います。

○議長（中西峰雄君）上下水道部長。

○上下水道部長（上田敬二君）直轄事業負担金ということが、たびたびマスコミ等でも新聞紙上でも話題になっております。大滝ダムもまさしく直轄事業で事業を展開されております。ただ、直轄事業の前に、どういう法律の根拠でダム事業があるかといいましたら、大滝ダムは特定多目的ダム法に基づいたダムであります。あと、先ほどは市長が最初に答弁させていただきましたように、水資源機構は水資源機構の規定に基づいた、別の法律に基づくダムであります。ダムによっても、根拠となる法律がダムの種類によって違うわけです。

大滝ダムが対象となります多目的ダム法といえますのは、ダムの建設事業費を利水者、治水、川のはんらんを抑える治水とか、水道水・工業用水等に利用する利水、それと発電とかあるんですけれども、その利水者、ユーザー、これらの方々がダムの建設負担金を出すと法律に明記されております。この法律が根拠になる以上、直轄負担金、道路等そういう同じ考え方ができないということを国土交通省のほうから言われております。

ただ、ダムが完成しましたら維持管理負担金が発生してきます。まさしくそのダムを運転する維持管理の部分と、それと固定資産相当費の納付金が必要になる予定であります。その部分についても、本来は国が事業主体だから利水者に負担を求めないで下さいということは、事務サイドでは大阪市にあります近畿地方整備局、その担当者とも何回か話をしまして、ついこの間も、国土交通省近畿整備局河川計画課のほうへ水道事業管理者名で、維持管理負担金等については求めないで下さいとか、求めるにしてもできるだけ減額するようにということで要望書も出させていただいているところです。ただ、近畿地方整備局が動きましても、政権が変わりまして今まで

の事業の進め方がぐっとさま変わりしているようで、事務担当者も大臣の意向が発表されて知ったというようなことがままあるそうなので、今ちょっと過渡期で混乱しているような状態なんですけれども、今後につきましても、市からできる要望は逐次やっていきたいと考えております。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）今、部長、政権かわったということで、そこが非常にポイントだと思うんですよ。だから、先ほども述べたんですが、従来のいわゆる陳情政治を、何回東京へ行ったかみたいなことでは、なかなか通らないというふうに思うわけです。そういう点をしっかりと認識をさせていただいて、そういう新しい政権に対する新しい働き方というような点についても、大いに知恵を出していただきたいと思えますし、ぜひ、大滝ダムの完成後の維持管理費については、橋本市の負担はもうなくなすというぐらいの構えで臨んでいただきたいんですけれども、再度決意をお願いします。

○議長（中西峰雄君）上下水道部長。

○上下水道部長（上田敬二君）趣旨はよくわかります。そういうこともありまして、年度のダムの負担金につきましては、四半期ごとに請求があります。請求があったんですけれども、しばらくそういう、ぼったくりバー等の話が出ましたので、まして直轄事業という位置付け、それについては事実ですので、負担金を払うか払うまいか、奈良県、和歌山県、あるいは和歌山市の水道とか利水者が協議して、しばらく負担金を支払わないでおこうというような行動もとってみたんですけれども、いろいろ内容等の詳細な報告等がありまして、それに基づいて一応橋本市が支出した負担金の使われ方というのが、ものすごく詳細ではないんですけれども、概ね何と何に使われた

というような内容が示されましたので、支出もやむを得ないかなど。事業は片や進んでおりますので、その支払いにも困ってくるということは国から言われましたので支出しております。今後とも、とれる行動はとっていきたいと思っております。認識は持っております。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）十分趣旨を認識いただけたと判断して、次の2項目めの再質問ですが、本制度については、生活困窮者と職を失った市民が対象となるという理解でいいのかお尋ねします。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）職を失った方だけではございません。通常に生活に困っている方も一応利用できるかと聞いております。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）だといいたしますと、非常に多くの市民が対象となるというふうに認識をいたします。以前、生活保護を受けられないか相談を受けたときですけれども、従来の制度を担当課から紹介され、利用しようとしたんですが、ほとんどがもう門前払いとされた経験があります。今度の改正でこのようなことは解消されたのか。答弁割と詳しくただいたんですけれども、どうも申請件数といえますか、相談件数に対して適用されたという件数が少ないんですけれども、そうした点はどういう理由なのかお尋ねします。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）私の手元に生活福祉資金貸付制度のご案内ということで、和歌山県の社会福祉協議会が出している案内があるわけです。また、橋本市の社会福祉協議会の担当職員からも説明を受けています。生活福祉資金といえども、お金を貸し付ける制度でございます。ただ単にお金がないからこ

のお金を貸していただきたい、それはそれで一つの理由でございますけれども、やっぱりその人らが将来自立していく、何らかの生活が成り立っていくという将来的な考え方も必要かとなっております。

その中で、この四つの特徴ということで、生活福祉資金を貸し付けするときの説明がございます。ちょっと読ませていただきます。

「障がい者、高齢者のための資金。あなたの自立がゴールです」自立ということで、将来、何らかの形で生活が立っていくということでございます。「ほかから融資を受けにくい世帯を対象に、貸し付け対象外の方法で解決できないか相談させていただき、必要最小限の資金を融資し、多重債務に陥ることを未然に防止します」ということで、貸し付けたわ、ほかの多重債務になって余計身動きがとれないと。そのようなことがないように、いろんな相談、そのほかの制度がないとか、いろんなことで相談に乗らせていただき、決定していくということになります。ちょっと乱暴な言い方もわかりませんが、要するに仕事というか、それについての意欲のない人については、この生活福祉資金貸付が非常に難しいような状況でございます。

ただ、病気の場合とか、若くて病気の場合とか、その他、今、議員おっしゃられたように離職者というか、景気が悪くて今のところ就職を探していると、そういう方はちょっと別なんですけれども、通常に浪費してお金に困ってるので貸していただきたいというのについては、非常に簡単にはちょっといかないような、きちっと話を聞かせていただいて、他方で今の原因を調べて、その原因を取り除くような指導と、そういうような形になるかと思えます。それが相談支援付きの資金ということで、そういうようなことを借入申込時に償還期限を通じて民生委員による必要な相談

等を含めて指導させていただいておると。また、借りる申請者を支えるネットワークをつくり、相談に乗っているということでございます。

そういうようなことで、今申し述べさせていただいたとおり、この資金というのはあくまでも貸付資金ということになりますので、その他いろいろな話を聞かせていただき貸し付けするというので、先ほど言うた件数になるかと思えます。ただ、その時点で門前払いをするんじゃないで、話を聞かせていただき、その人の将来自立できるような方法を一緒になって考えていくという形で、今後とも取り組んでいきたいと思っております。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）それでは、制度の具体的な内容について伺いたいと思えます。社協だよりの12月号に出てるんですが、資金の種類ということで、総合支援資金、この中で生活支援資金として限度額月額20万円以内と。最長1年間。それから住宅入居費として限度額40万円以内と。それから一時生活再建費として限度額60万円以内とあり、貸し付け内容で、「失業等により日常生活全般に困難を抱えている世帯の生活の立て直しのために必要な経費」と説明をされています。これだけを見れば、大変有効な貸付制度であるということが言えると思うんですけども、先ほど、借りる場合の保証人の有無については、どうしてもできない場合はいいというふうに答弁があったので、これはいいんですが、もう一つ、返済方法ですね。具体例を挙げますけれども、生活支援資金としてこの限度額20万円を1年間、貸し付けといいますか借りた場合、返済についてはどのように行っていくのか伺います。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）詳細な点につ

きましてはちょっとわかりませんが、ここに書いてあるレジメの中では20年以内、据置で6カ月以内ということで償還の期間がありということで、その人に応じた償還計画をつくらせていただきまして償還指導をしているような状況でございます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）この例に挙げた件で、20年以内に返せばいいということですか。ですよね。最大240万円になると思うんですが、それを20年間かけて返済すればいいと、ということになってますか。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）これは社会福祉協議会の貸し付けの事業でございまして、私が聞いているのが最長が20年間で、その資金の用途の関係だとか、その状況とか、それによって期間が最長が20年以内ということで、5年で償還計画を立てられる方は5年でいいという形で聞かせていただいております。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）教育支援基金とあるんですけども、高校生の場合、月額3万5,000円と。大学生の場合は月額6万5,000円ということで、これについては保証人の有無はどうなんでしょうか。他の制度と同じでしょうか。あと、返済方法について伺います。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）償還の期限については、それも20年以内、据置が6カ月以内とあります。それで、原則として保証人は一応不要、ただし世帯内での連帯借り受け人が、未成年者になってくると子どもになります。まだ就職してませんので、連帯借り受け人ということが必要であると言われております。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）概ね理解をできました。

なかなか大変な、回していくのになかなか大変かなという気はいたしますが、ぜひともこれ、客観的に見ても、今日の社会現象というのが非常に大変な状況であるだけに、多くの市民が本制度を活用して生活再建を行うという必要があると思うわけですが、本制度をもっと広く市民に知らせる点で良い方法はありませんかと。それから、福祉課、生活保護係、納税課、国民保険・介護保険課などは言うまでもないんですけども、市役所を挙げて、今、市民の生活が非常に大変な時期であるだけに、こういう生活苦にあえぐ市民に対して、本制度の活用を促していただきたいと考えるんですが、この点はしかるべきポストの人に答弁を求めます。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君）この制度につきましては、社会福祉協議会の事業になっておりますので、社会福祉協議会と連携しながら市民への啓発を今後してまいりたいと思います。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）時間が少なくなってますので、最後の質問、ボランティア修繕の修繕に必要な材料費の増額についてなんですけど、部長は真土住宅改修委員とよく相談をして、必要な場合は増額をしていただけないでしょうか。確認です。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず、平成22年度のボランティア修繕、必要箇所と必要金額はある程度こちらでは一応算定しております。それも参考にしながら改修委員と一応協議して、先ほど答弁させていただきましたとおりの、必要な予算の確保、やはり、今ちょうど要望と来年早々に査定に入りますので、まだそのあたりでどうなるかわかりませんが、できるだけ現課としては予算の確保

に努めてまいりたいとは思っております。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）ぜひよろしくお願いたいです。もういっぺん、一度市長にも現場視察をいただきたいなと思ってます。多くのボランティアの方が、例えば、畳部屋の床修繕ですと、七、八人のメンバーでやっていただいている、最高ですと住宅の場合、だいたい四畳半か六畳かとなっているんですけども、二戸で三つの部屋をやるというか、ボランティアが多ければ多いほど早く進むんですけども、そうしたことで、課長とか部長とか視察いただいているんですが、ぜひ市長にも視察いただいて、ボランティア修繕の人は汗かいて頑張っているんで、ぜひ激励をいただけたらというように思います。

私もその一人として参加をしているわけですが、一番お願いしたいのは予算を増額していただいて、私の任期中に一定のめどを立てたいんですよ。お願いできませんか。

○議長（中西峰雄君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）3番の富岡議員の質問にお答えしたいと思います。

任期というのはお互いに参りますもので、趣旨はよくわかりますし、ただ私、ボランティア活動でこうしてやっていくということ、地域一つになってやっていくということ、これはストックの活用計画等の基本もございませぬけども、そういう位置付けで改修、維持修繕をやるということは地元と十分議論させていただいて、要るだけのお金は、やはり有効に使っていただくんやから、生きるんですからね。こたえてまいりたいと、そう思うと、また現場もできる限りまた機会を見て、見させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番(富岡清彦君)ありがとうございます。
よろしく申し上げます。

これで一般質問を終わります。

○議長(中西峰雄君)これをもって、3番 富岡君の一般質問は終わりました。